

令和 5 年第 2 回守山市農業委員会総会議事録

第 2 回守山市農業委員会総会を守山市役所東棟 3 階大会議室において招集する。

令和 5 年 2 月 10 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

議第 9 号～議第 12 号

議第 9 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第 10 号 守山市農業委員会におけるタブレット型端末運用規定を制定することについて

議第 11 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 12 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対

し、許可をすることについて

報告第 4 号～報告第 6 号

報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届
出の報告について

報告第 5 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告
について

報告第 6 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解
約通知について

2 出席委員は、次のとおりである。

- | | | |
|-----------|----------|----------|
| 1 北野 豊弘 | 2 川島 忠文 | 3 林 茂一 |
| 4 石田 達男 | 5 木村 伊太郎 | 6 寺田 久重 |
| 7 林 善治 | 8 下村 耕 | 9 戸田 守晃 |
| 10 山本 麻紀代 | 12 寺田 英子 | 13 秋山 新治 |

3 欠席委員は、1 名です。

11 番 園田 耕三 委員

4 会議に出席した説明員および書記

説明員 局長 上畠 敏宏

書 記	参事	西村 拓也
書 記	指導員	井上 俊明
農政課	課長	西村 和修
農政課	主事	佐薙 由布紀

○局 長

本総会は委員総数 13 名中 12 名の出席があり出席者数が過半数以上に達しておりますので、令和 5 年第 2 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 2 時 05 分)

○議 長

それでは、令和 5 年第 2 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 2 件、その他案件 2 件、報告案件 3 件の合計 7 件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、提出案件に対しての現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員に現地確認をして頂きました。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、

4 番 石田 達男 委員

5 番 木村 伊太郎 委員を指名いたします。

○議 長 （第7条議題の宣言）

これより、議題に入ります。議第9号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長

ただいま議題となりました議第 9 号につきまして提案理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 (第 9 条議案の説明)

それでは、ただいま議題となりました議第 9 号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の決定を求めるものです。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議第 9 号の提案理由の説明といたします。

○議 長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(第 10 条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は原案のとおり計画の決定をすること

に、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は原案のとおり計画の決定をすることに決しました。

○議長

農政課の職員の方、ご苦労様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議長 (第7条議題の宣言)

次に、議第10号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第10号 守山市農業委員会におけるタブレット型端末運用規定を制定することについて
以上です。

○議長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 10 号の提案理由のご説明を申し上げます。

守山市農業委員会におけるタブレット型端末運用規定を制定することについて、本委員会の意見を求めるものでございます。

令和 4 年 5 月の農業関連法改正に伴い、農業経営基盤強化促進法では人・農地プランの法定化に伴う「目標地図の素案」作成の事務の効率化させるため、農林水産省「農業 D X」の一環として、農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の情報収集等を行うため、タブレット端末機を導入するものです。

また、農業委員会に関する法律に定められている農業委員の所掌事務を円滑に推進するため、特に農地の集積・集約化など農地の利用の最適化に資するため、遊休農地の調査や・所有者の意向確認などの情報の一元化することや農業委員会の総会・委員会、農地法申請における現場確認にも活用し、委員活動の効率的な遂行に向け、委員の皆様が利用するタブレットの貸与を受けるにあたり、一定管理のもと安心して利用いただくためタブレットの運用規定を定めるものです。

【規定の内容】

．．．．．。

以上で、議第 10 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

意見を求めます。意見などはありませんか。

(第 10 条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑等を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、原案のとおり、「意見無し」とすることにご異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

ご意見無しと認めます。よって、本件は、原案に対し「意見無し」とすることに決しました。

○議 長 (第 7 条議題の宣言)

次に、議第 11 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第11号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

以上です。

○議長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局長（第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第11号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は3ページ、位置図は1ページからとなります。

こちらは、農地のままでの権利移動を行うことについての許可案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、5件でございます。

1番の案件です。（位置図 P2）

守山市〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 603平方メートルの登記：田、現況：畑、〇〇町〇〇 〇〇〇番 869平方メートルの田 および 〇〇町〇〇 〇〇〇番 56平方メートルの畑です。

譲渡人は、京都市〇〇区〇〇〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さん 〇〇歳 と、茨木市〇〇 〇丁目〇〇番〇〇号の〇 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲

受人の現在の経営面積は、170.4 アール、通作距離は 0.6 キロメートルです。

2 番から 5 番の案件です。(位置図 P 3 ～)

2 番から 5 番の案件については、譲受人は、いずれも大津市〇〇 〇丁目〇番〇ー〇〇〇〇〇号 〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

2 番の案件の土地は、守山市〇〇町〇〇〇〇 〇〇〇〇番 1,100 平方メートルの畑です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です

3 番の案件は、〇〇町〇〇〇〇 〇〇〇〇番 1,100 平方メートルの畑です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

4 番の案件は、〇〇町〇〇〇〇 〇〇〇〇番 1,200 平方メートルの畑です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

5 番の案件は、〇〇町〇〇〇〇 〇〇〇〇番 1,300 平方メートルの畑です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

契約内容はいずれも売買。事由は事由欄に記載のとおり

です。譲受人の現在の経営面積は、134.0 アール、通作距離は 14.1 キロメートルです。

なお、5 番の案件の農地については、別の耕作者がおられました。備考欄に合意解約同時提出と記載のとおり、農地法第 18 条 6 項の規定による、賃貸借の解約通知が提出されております。

以上の件につきましては、農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件につきましては、正當に耕作等を実施されるため該当しません。また、第 2 号の法人要件については、個人であるため適用ありません。第 3 号の信託要件についても該当せず、第 4 号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、第 5 号の下限面積（50 アール）についても、面積要件を満たしているため該当しません。

このことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、議第 11 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員に確認状況の報告をお願いします。

まず、1 番の案件を●● ●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

1 番の案件は、相続を受けられ農業委員会に「地元の方に譲りたい」との申し出があった案件で、地元の担い手の方が規模拡大を考えておられたので、話がまとまりました。何ら問題は無いと思います。

以上となり、ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、2 番から 5 番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

2 番から 5 番の案件の譲り受け人は、若手のイチゴ農家です。当該地周辺を営農されており、規模拡大になりますので、何ら問題は無いと思います。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(第 1 0 条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第 1 7 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は許可相当とすることに、ご異議ありま

せんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」の声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長 (第 7 条議題の宣言)

次に、議第 12 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第12号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 (第 9 条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 12 号の提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の 5 ページ、位置図は 6 ページからとなります。

こちらは転用を目的とする権利の設定・移転等の案件でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、3件でございます。

1 番の案件です。(位置図 P 7-8)

守山市〇〇町〇〇 〇〇〇〇番〇 16 平方メートル
および 〇〇町〇〇 〇〇〇〇番〇185 平方メートルの畑
です。譲渡人は、名古屋市〇区〇〇〇 〇丁目〇〇〇〇番
地の〇 〇〇 〇〇さん 〇〇歳で、譲受人は 大津市〇
〇 〇丁目〇〇番〇〇号〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇ビル〇階
有限会社〇〇〇〇〇〇〇 取締役 〇〇 〇〇さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。事由は記載のとおり資材置場です。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、住宅や公共施設が連坦することから、許可相当と考えます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

なお、備考欄に記載のとおり、〇〇町地区地区計画区域内でございます。また、現況は農地として利用されておらず、現況雑種地扱いとなっております。

2 番の案件です。(位置図 P 9-10)

この案件については、契約内容は売買で、譲受人は守山市〇〇 〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇さんです。

守山市〇〇町〇〇 〇〇〇番〇〇 125 平方メートルの登記：田、現況：雑種地です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

〇〇町〇〇 〇〇〇番〇 115 平方メートルの登記：畑、現況：雑種地 および 〇〇町〇〇 〇〇〇番〇 135 平方メートルの登記：畑、現況：雑種地です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳 および、守山市〇〇 〇丁目〇〇番〇号 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。持分が、それぞれ2分の1となっております。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりです。

事由は記載のとおり資材置場です。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、住宅や公共施設が連坦することから、許可相当と考えます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

なお、備考欄に記載のとおり、〇〇町地区地区計画区域内でございます。また、現況は農地として利用されておらず、現況雑種地扱いとなっております。

3 番の案件です。(位置図 P 11-12)

この案件については、契約内容は賃貸借で、借人は守山市〇〇町〇〇〇番〇号 有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんです。

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 612 平方メートルのうち 164.2 平方メートルの田です。貸人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 369 平方メートルのうち 86.6 平方メートルの田です。貸人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

貸人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりです。事由は記載のとおり工事用仮設道路で、守山市の公共工事に係るものです。

なお、備考欄に記載のとおり、一時転用で、転用期間は許可日から令和 5 年 3 月 10 日まででございます。なお、これらの農地は賃貸借されており、耕作者の同意書が提出されております。

立地基準の判断については、農用地区域内の農地ではありますが、3年以内の一時転用で位置が限定されていることから、許可相当と考えます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第12号の提案理由の説明を終わります。

○議長 長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員に確認状況の報告をお願いします。

まず、1番の案件を●● ●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

事務局の説明のとおり、問題無いかと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長 長

続いて、2番の案件を●● ●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

2番の案件は、住宅用の建築資材の置き場としての利用となります。また、他の土地で資材置場として利用する土地は無いと聞いています。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長 長

続いて、3番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

公共工事での一時転用ですので、問題は無いと思います
以上です。

○議長 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することは
ございませんか。

○当番委員（●● ●●委員）

現地確認の予定日が大雪でしたので、翌日大雪が残る中
1月26日に●● ●●委員および事務局にて現地確認い
たしました。

残雪が多くありましたので、地面は見えなかったのです
が、問題は無いと思われます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長 長

ありがとうございました。

○議長 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

（第10条発言） 「無し」の声有り

○議 長 （第 1 7 条第 2 項簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。

○議 長

ご意見無しと認めます。よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第 4 号から報告第 6 号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

5 件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類もめ完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第 5 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について

4 件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 6 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸
借解約通知について

5 件の届出です。内容については記載のとおりです。

以上です。

○議 長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何かありませんか。

===== 無しの声あり =====

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 3 時 45 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 5 年 2 月 17 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記
に署名する。

4 番 石田 達男 委員

5 番 木村 伊太郎 委員